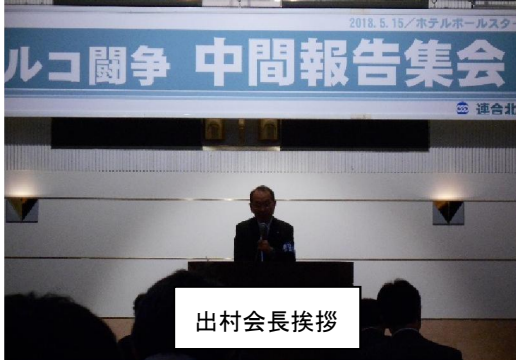


ベルコ闘争「中間報告集会」開催報告

ベルコ闘争は、業務委託契約を多用して、労働関係諸法令の適用を免れる仕組みを考案し、雇用責任を代理店主に押し付けるといった、まさに、労働法の存在意義とこれからの日本の雇用のあり方が問われる事案である。



5月15日、北海道労働委員会にて被申立人(株式会社ベルコ)側の審問が行われ、本闘争もヤマ場を迎えた。この間の闘いの経過と重要性について改めて再確認する場として、連合北海道は、同日夕、札幌市内において「ベルコ闘争 中間報告集会」を開催した。平日夕刻からの開催にもかかわらず、構成組織や地域協議会、弁護士、マスコミなど約80名が集結した。

冒頭、主催者を代表して出村会長は、全ベルコ労働組合が結成するまでの経緯や株式会社ベルコの組織状況、ベルコ代理店の劣悪な労働条件の内容に触れつつ、労働者保護がいかに重要であるかを訴えた。

次いで、全ベルコ労働組合の構成組織である情報労連本部の水野組織対策局長が、業務委託の名のもと、労働者保護から免れて業務委託先に強い指揮命令をしているベルコ方式の実態を見据えた上で、「安倍政権が推し進めようとしている『雇用関係によらない働き方』が進んでいくことになる」と、これからの未来の大きな課題となる」と声をあげた。

続けて、全ベルコ労働組合裁判闘争支援対策チームのアドバイザー、道幸北大名誉教授が「労働組合運動は、個々人の自主的な疑問や働き方の問題について仲間が話合っていくことであり、民主主義の基盤だ」と強調し、ベルコのような業務委託契約の形式を取りながら、ベルコが業務委託先の主導権を握る実態に対して「労働者の疑問や話し合いを排除するシステムには大きな問題がある」と指摘した。



その後、ベルコ闘争弁護団の棗弁護士からは、この間の裁判及び労働委員会における闘いの報告があり、今後の流れについては「労働委員会が7月17日に結審し、命令は9月末までに出る予定。裁判が6月22日に結審し、8月頃判決予定」との説明を受けた。



支援要請では、全ベルコ労働組合の高橋執行委員長が、これまでのベルコ闘争にかかわる関係者に感謝の意を述べた上で、今後の引き続きの支援を要請した。

最後に、齋藤副事務局長の「団結がんばろう」で閉会した。